



所得税法64条2項の保証債務

—— 求償権行使不能が確実と認められた事例 ——

保証債務の特例における求償権が行使不能か否かについては、法的に倒産等の手続が開始された場合は別として、債務超過の状態等実質的な判断が重要な要素となります。今回は、その実質的な判断に、債務者側の事情だけではなく、求償債権を行使する債権者側の事情も考慮すべきとした最新の判決をご紹介します（平成19年4月20日東京地裁・一部取消し・確定 TAINSコード・Z888-1245）

∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告が出資して設立したA社は、百貨店に対し、弔事用贈答品に関する見込み客情報を提供するとともに、同情報に基づいて百貨店が販売した弔事用贈答品に関する帳票類の作成・販売事務処理等の委託を受けることを業務としていました。当初は、原告が代表者でしたが、その後二男に経営を委ね、所有株式もすべて二男に譲渡しました。原告は、A社の銀行借入れに際し、代表者である二男とともに連帯保証人となり、さらに原告所有の不動産を担保として提供していましたが、平成14年3月にその不動産を譲渡し、譲渡代金の全額をA社の債務の弁済に充てました。そして、保証債務の特例を適用して確定申告をしたところ、被告課税庁は、求償権行使不能とはいえないとして更正処分をしました。

<東京地方裁判所の判断>

鶴岡裁判長は、保証債務の特例の解釈について判示した上、詳細な事実認定の結果、A社に対する求償権は行使不能であるとして所得税法64条2項の適用を認める判決を言い渡しました。

- ① 保証債務の特例が適用される場合が、「求償権行使不能」につき被告が具体的な判断基準として列挙する事情に限定されると主張するのであれば、それは誤りであるというほかない。すなわち、上記判断基準が、主債務者が事業を継続している場合について、何らかの法的倒産処理手続が開始されていることを要するという趣旨であれば、いわゆる私的整理を行うに至った場合は、むしろ法的倒産処理手続は開始されていないのが通常であるという実態を無視した形式論との批判が妥当する。
- ② また、保証人と主債務者の関係いかんによっては他の債権者と同等の立場で弁済を受けることもできないこともあり得るから、たとえ債務者に一定の財産があったとしても、保証債務を履行した保証人が、全額の求償はもちろん、全く求償を受けられないことが確実になっている場合もあり得るものというべきである。したがって、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情だけでなく、債権者側の事情等の客観的状況を総合考慮した上で、判断の基準時である確定申告期限において求償債権の回収の見込みのないことが確実となった場合か否かを判断するのが妥当である。
- ③ A社の財務状況は、過去年に遡って単年度収支をみると、赤字の期が多く、債務超過であり経営は良好とはいえなかったことが認められる。A社は、このような経営状況の中で、主要取引先から取引の中止あるいは委託業務の見直しを通告され、平成15年3月17日時点において、再建の見込みがなく解散を免れない情勢にあった。これらの点に、A社の経営が原告の社会的な信用力に相当程度依存しており、原告が他の債権者と同列に求償権を回収することが困難な立場にあったことを併せ考慮すれば、原告が求償権を行使して債権回収する見込みのないことが確実な状況にあったと評価するのが相当である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 宙子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判21頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。